

令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考に係る新型コロナウイルス感染症に対応した学力検査等実施のガイドライン

令和3年12月3日決定
令和4年1月25日改定
大分県教育庁特別支援教育課

1. 基本的な考え方

大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考学力検査等（以下「検査」という。）については、その検査実施上の特徴として、受検者が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に検査問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

本ガイドラインは、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の大学入学者選抜の実施状況等を踏まえながら、その望ましい内容・方法等について整理した「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（大学入学者選抜協議会 令和3年6月4日決定）」及び「令和4年度大分県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した学力検査等実施のガイドライン（大分県教育委員会 令和3年11月22日決定）」をもとに作成したものである。

なお、今後、状況の変化があった場合には、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な改定を行うこととする。

2. 検査場の衛生管理体制等の構築

検査場となる各特別支援学校は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、「事前の準備」、「検査当日」、「検査終了後」の時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

（1）事前の準備

①検査室の座席間の距離確保

通常の教室を用いた検査室の場合は、1検査室当たりの受検者数については十分な距離を取ることができる人数とし、各特別支援学校で配置計画を作成すること。検査室の増加に伴い、各特別支援学校の実情に応じ、業務分担の工夫をすること。

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内においては原則マスクを着用することとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

③検査監督者等の体調管理、感染対策等

検査監督者等については、業務前7日程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うこととし、体調不良などを訴える者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診などの適切な対応をとること。

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、感染等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

④別室検査室の確保

別室検査室は、次のAからEを想定の上、適切に対応すること。

<p>【別室検査室の種類】</p> <p>A. 体調不良者検査室</p> <p>B. インフルエンザ感染者検査室</p> <p>C. 無症状の濃厚接触者検査室（オミクロン株以外）</p> <p>D. 無症状の濃厚接触者検査室（オミクロン株）</p> <p>E. 配慮・特例措置対象者検査室（マスク着用が困難な受検者を含む）</p>
--

別室検査室においては、基本的に概ね2メートル以上（別室検査室C・Dにおいては2メートル以上最大限大きく）の間隔での座席配置を行うこと。ただし、Eのマスク着用が困難な受検者については、1室につき、受検者1人とする。別室検査室は各特別支援学校の実情に応じ、他の受検者の移動経路と重ならない場所に設置することが望ましい。

なお、いずれの別室検査室においても、受検できるのは健康状態チェックリスト（別紙）で受検不可に該当しない受検者が対象となる。

別室検査室D（B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められて受検している者の別室検査室）については、他の無症状濃厚接触者（別室検査室C）とは別にすることとするが、検査場運営上困難な場合に限り、別室検査室Dを設けず、別室検査室Cを「C. 無症状の濃厚接触者検査室」として運営しても差し支えないこととする。

ただし、その場合は下表のとおり「B. インフルエンザ感染者検査室」、「C. 無症状の濃厚接触者検査室」及び「E. 配慮・特例措置対象者検査室」の3つの別室検査室で、別室受検対象者有無の状況により融通し、オミクロン株とそれ以外の無症状の濃厚接触者を可能な限り別にする事とする。

別室検査室	別室受検対象者		
A. 体調不良者検査室	当日体調不良者	受検者の有無にかかわらず終日確保	
		融通可能 (①～④のいずれかで対象者がいない場合)	融通不可能 (①～④の対象者が全ている場合)
B. インフルエンザ感染者検査室	①インフルエンザ感染者	別室検査室B、C、Eで①～④の別室受検対象者を融通 (例えば、別室検査室Eを無症状の濃厚接触者検査室(オミクロン株)にする等)	別室検査室Cで②と③を同室受検
C. 無症状の濃厚接触者検査室	②濃厚接触者 (オミクロン株以外)		
E. 配慮・特例措置対象者検査室	③濃厚接触者 (オミクロン株) ④配慮・特例措置対象者		

表 別室検査室Dを設けない場合の融通方法

⑤検査室の机、椅子、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒

検査開始前の72時間以上使用していない検査室を除き、検査前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。

また、検査場準備後の在校生の検査室等入試で使用する屋内施設への立入りを禁止すること。

検査開始前の72時間以内に、検査場となる学校職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなど適切に対応すること。

⑥面接、運動能力検査等の実技検査の実施

感染拡大の防止に留意し、面接については、受検者同士及び評価者との距離を2メートル以上確保する、またはシールド板を設置するなど、飛沫感染防止策を徹底すること。また、適宜ドアや窓の開放等を行うことにより、換気を徹底すること。

運動能力検査等の実技検査の実施に当たっては、各学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

⑦検査場への入場方法の検討

各特別支援学校の実情に応じ、入場開始時間を早める、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑧トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。休憩の時間のトイレの利用について、分散利用を促すこと。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、別室検査室での受検者とは、可能な限りトイレを別に確保することが望ましい。

⑨検査終了時の検査室からの退出方法の検討

各特別支援学校の実情に応じ、終了時の混雑を避けるため、あらかじめ退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑩引率者、保護者等の対応について

引率者や保護者については、受検者と同等の感染予防を講じた上で、入場を認めるのは必要最小限の人数とすること。

なお、引率者、保護者については、「健康状態チェックリスト」（受検者が提出するものと同じ）の提出を求めるとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら氏名や連絡先などを把握すること。

⑪関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、検査場ごとの受検者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 検査当日

①検査場入場時の対応

検査場入場時の検温については、密にならないように配慮しながら行うこととし、「健康状態チェックリスト」により家庭での朝の体温も併せて確認することとする。

なお、平熱が 37.5℃以上ある生徒が受検する場合、当該中学校長及び特別支援学校長は、証明するための医療機関作成の診断書または日頃の平熱を証明する書類を校長が作成して、あらかじめ志願先特別支援学校に連絡し、通常の検査室での受検承諾を得ることとする。

②集合時の健康観察

「健康状態チェックリスト」を回収し健康観察を行うこと。(受検者が「健康状態チェックリスト」を忘れた場合は、その場で記入させ回収すること。)

体調不良(検査中も含む)を申し出る者がいた場合は、「健康状態チェックリスト」で受検可能かを確認した上で、当該受検者を別室(体調不良者検査室)に移動させ、受検させること。

なお、受検途中で「健康状態チェックリスト」に該当し、受検不可となった場合、追検査の申請・受検ができる。その際は、全ての検査をもう一度受検することを原則とする。ただし、学力検査等の受検を完了し、面接・適性検査等のみ受検できなかった場合は、面接・適性検査等のみの追検査とする。

③マスクの着用について

発熱(発熱症状があるものの、37.5℃未満は受検可能)・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、原則マスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆うこと)をすること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。検査監督者等についても同様であること。なお、病気・負傷や障害等によりマスクの着用が困難な受検者は、あらかじめ受検上の配慮申請を行い、別室において受検させること。

④検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退場を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。検査監督者等についても同様とする。

⑤無症状の濃厚接触者への対応

次のAからCまでの要件をいずれも満たしている場合は、無症状の濃厚接触者の受検を認めることとする。ただし、終日、別室(無症状の濃厚接触者検査室)で受検すること。

【無症状の濃厚接触者の受検を認める要件】

A. 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{※1}(行政検査))の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{※2}においても陽性であることが判明していないこと。

※1 検査結果が判明するまでは受検不可とし、追検査の申請をすること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受検は可能であること。

B. 受検当日も無症状であること。

C. 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避け、自家用車等で検査場に行くこと。

なお、濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のことである。

⑥無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

⑤に従って、無症状の濃厚接触者の受検では、次のAからFまでの対策を講じること。

【無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策】

- A. 検査会場内において、別室に移動する際、他の受検者との距離が一定間隔空くように留意すること。
※完全に動線を別に設ける必要はなく、受検者同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上も問題ない。
- B. 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること。
- C. 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上確保すること（障がいの状態等で介助を必要とする場合を除く）。なお、受検者が目視できる状況であれば、廊下で監督業務を行ってもよいこととする（障がいの状態等で介助を必要とする場合を除く）。
- D. 受検者については原則マスクを着用することとし、検査監督者についてはマスクの着用を義務付けること。また、入退室時の手指消毒を徹底すること。
- E. 面接・運動能力検査等の実技検査については、評価者との距離は2メートル以上確保する（障がいの状態等で介助を必要とする場合を除く）、またはシールド板を設置するなど、飛沫感染防止策を徹底すること。
- F. 検査監督者、評価者の割当てについては、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスのある妊娠中の職員や重症化リスク因子のある基礎疾患等を持った職員を避けるなど、適切に行うこと。

※「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（大学入学者選抜協議会 令和3年6月4日決定）」によると、上記のAからEまでの要件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受検者や検査監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）としている。

⑦換気の実施

検査終了ごとに、すべての窓を可能な限り長く（少なくとも10分程度以上）開放すること。（当日の気温や気候状況により10分程度以上開放することが困難な場合はこの限りではない。）面接検査室においても、可能な限り換気を行うこと。

⑧昼食時の対応

昼食を挟む場合は、感染防止対策に配慮した昼食場所の設定をする。いずれの場所でも、食事中は会話をせず、食事後はすぐにマスクを着用することを指示すること。

⑨検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行うこと。

（3）検査終了後

①検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、検査終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測

定や体調の観察を行うこととし、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診などの適切な対応をとること。

②検査室の机、椅子、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒

授業再開前に、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。

なお、検査終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、消毒は必要ない。

③保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、当該特別支援学校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくために、以下の要請を行う。

①感染防止のための注意

日頃から感染防止について心がけるとともに、毎朝、体温測定や体調の観察を行い、体調変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

検査日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受検者はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受検できない者

次のAからDまでのいずれか該当する場合は受検不可（「表 状態に応じた受検可否」参照）とし、追検査受検の申請を行うこととする。

【受検不可となる要件】

- A. 新型コロナウイルス感染症に感染し、入学者選考当日に入院中又は宿泊施設等において療養中の者。
- B. 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者として、PCR等の検査を受け、結果が判明していない者又は検査待ちの者。
- C. 新型コロナウイルス感染症に感染した者の濃厚接触者として、入学者選考当日が保健所の健康観察の期間内にある者。（無症状の濃厚接触者で、2（2）⑤の要件をいずれも満たしている場合は、別室において本検査を受検することができる。）
- D. 新型コロナウイルス感染症予防により、健康状態チェックリストの確認項目に該当する者など。

状 態		受検可否	
i	新型コロナウイルス感染症に感染し、入院中又は宿泊施設等において療養中	×	
ii	新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、PCR等の検査を受け、結果が判明していない又は検査待ち	×	
iii	新型コロナウイルス感染症に感染した者の濃厚接触者として、入学者選考当日が保健所の健康観察の期間内	健康状態チェックリストに示す症状等が1つでもある	×
		健康状態チェックリストに示す症状等がない（無症状）	○ （無症状の濃厚接触者検査室）
iv	インフルエンザに感染し、発熱後5日、かつ、解熱後2日経過していない	健康状態チェックリストの受検不可に該当する	×
		健康状態チェックリストの受検不可に該当しない	○ （インフルエンザ感染者検査室）
v	健康状態チェックリストに示す症状がある	健康状態チェックリストの受検不可に該当する	×
		健康状態チェックリストの受検不可に該当しない	○ （状態に応じ、体調不良者検査室）

表 状態に応じた受検可否

④検査当日における対応

受検者は、「健康状態チェックリスト」を検査当日の朝記入し、検査場での集合時に提出すること。「健康状態チェックリスト」で、受検不可に該当するまたは当日朝の検査会場での検温で37.5℃以上の場合は、在籍する（在籍していた）中学校及び特別支援学校に相談し、追検査の申請を行うこと。また、当日、37.5℃までの熱はないものの発熱症状があるなど、体調がすぐれない受検者についても、在籍する（在籍していた）中学校及び特別支援学校に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ配慮申請を行うこと）を持参し、検査場では、原則、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑤面接時の対応

面接の際、面接官への礼儀という理由からマスクを外す必要はない。

⑥検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食はあらかじめ指示された時間内に自席で食事をとり、食事をとり終えた後は、速やかにマスクを着用する。

⑦予防接種

感染等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨変更情報の確認

入試の検査日程等が変更になった場合等、志願先特別支援学校の学校ホームページで緊急の連絡

をすることがあるので、確認を心がけること。

4. 中学校及び特別支援学校中学部における留意事項

①受検者に対する周知・徹底への協力

上記、3①～⑨の要請事項について、受検者に対して周知・徹底すること。

②マスクの着用が困難な受検者

病気・負傷や障害の状態等によりマスクの着用が困難な受検者は、あらかじめ受検上の配慮申請を行うこと。

③受検先特別支援学校への申請（連絡）、情報共有・連携・協力

別室検査室A～Dの受検対象者が生じた場合は、速やかに受検先特別支援学校長に申請（連絡）を行うこと。

検査前日から当日は、37.5℃までの熱はないものの発熱症状があるなど、体調がすぐれない受検者について、受検先特別支援学校に連絡し、速やかな情報共有を図ること。

検査後、受検者が、新型コロナウイルス感染症感染者、濃厚接触者と特定された場合、中学校及び特別支援学校を通して必ず志願先特別支援学校へ連絡し、連携・協力の上で対応すること。

5. 特別支援学校関係者が新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者の特定がなされた場合の対応

検査場となる各特別支援学校の教職員や生徒が新型コロナウイルス感染症感染者、濃厚接触者と特定されたことにより、当日の検査実施が困難となった場合は、実施に向けての対応を、県教育委員会と協議の上、県教育長が定める。

6. 受検者が新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者の特定がなされた場合の対応

上記、3③の理由により、受検不可となった受検者の受検機会を確保するため、追検査を実施する。なお、追検査の実施要項については別途定める。

健康状態チェックリスト

令和4年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考

(別紙)

入試区分	第一次入学者選考	第二次入学者選考	第一次入学者選考追検査	入学者選考検査日
受検先	○を付ける			月 日
特別支援学校				
受検番号				
氏名				

欄	確認項目	確認結果
A	発熱の症状がある (37.5度以上)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	【 度】 ※3 発熱の有無にかかわらず 、入学者選考検査当日朝、自宅での検温結果を記入してください。	
	息苦しさ (呼吸困難) がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ (倦怠感) がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	味を感じない (味覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	臭いを感じない (嗅覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	下痢をしている (持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在在者との濃厚接触 (1 m程度以内で15分以上接触) がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

・ A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受検者だけではなく他の受検者や試験監督者等の安全確保のため、**本日の入学者選考を受検することはできません。**

・ 濃厚接触者については、A欄及びB欄で1項目でも該当又はその他の症状がある場合は、本日の入学者選考を受検することはできません (無症状に限り別室で受検可)。